

公共柵新設工事の着手までの流れ

1. 事前相談(申込前に下水道本管の敷設状況など確認願います。)

2. 受益者申告書と公共柵設置位置図をまち整備課上下水道室に提出してください。

3. 受益者負担金(分担金)納付書を発行します。(共通:300,000円)

4. 負担金(分担金)の納入を確認して公共柵新設工事の設計に着手します。

5. 工事発注予定業者(志賀町下水道指定業者等)に見積もり依頼します。(発注予定業者は申請者の希望を優先します。)

6. 見積もり徴収後、契約(町と請負業者)をします。

7. 工事費が確定したら、工事費用と舗装本復旧費用を合計した工事負担金を申請者に請求します。

8. 工事負担金の納入を確認後、工事着手します。

※工事中やむを得ない事由により工事内容を変更した場合、増額分を請求させていただきます場合がございます。